

「ボーリングマイスター（匠）東北」認定制度要領

(一社) 東北地質調査業協会

1. 制度の目的

- ① 地質調査業およびボーリングオペレーターの社会的地位の向上を図る。
- ② ボーリングオペレーターの職務に対する自負の向上を図る。
- ③ 若手の育成を含め、優れたボーリング技術の伝承を図る。
- ④ ボーリングオペレーターがやりがいを見いだせる基盤を構築する。
- ⑤ 当業界が、優秀なボーリング機長や技術を有し、社会に対する貢献度が高い業界であることを広報する。

2. 制度の利用

- ① 協会は、「ボーリングマイスター（匠）東北」を積極的に広く社会へ紹介し、その技術レベルや品位の高さをアピールすることに努め、「ボーリングマイスター（匠）東北」をはじめ地質調査業の社会的地位向上を図ることを常とする。
- ② 協会員に属するボーリング調査員に対し、協会主催あるいは会員企業の要望に応じて技術を伝承する講習会および技術者セミナー等での講師を担当する。
- ③ 認定者について、業界の信頼の失墜行為があった場合には、称号を停止する。(失墜行為とは、禁固以上の刑、懲戒免職、守秘義務違反などをいう)

3. 資格要件

- ① 協会員(企業)の社員または協会員が推薦する東北在籍の協力業者の社員(一人親方含む)。
- ② ボーリング機長(地質調査技士-現場技術部門 登録者)とし、地質調査業務の実務経験を25年以上有するもの。
- ③ 優良オペレータ(匠)としてふさわしい実績を有するものとし、以下のいずれかに該当することを目安とする。
 - イ. 優良オペレータとして相応しい掘進長 100m 以上のボーリング調査経験者
 - ロ. 複数の原位置試験の経験者
 - ハ. 困難な現場条件下での調査経験者
 - ニ. 重大なトラブルに創意工夫で適切に対応した経験を有するもの
 - ホ. 掘進技術や試験技術の創意工夫に優れた実績を有するもの
- ④ 勤務実績、日常行為等において、他のオペレーターや技術者の模範と認められるものであること。(後進の指導にあたっているもの)
- ⑤ 応募時点で無事故期間3年以上。
- ⑥ 過去において禁固以上の刑に処せられたことのないもの。

4. 募集について

- ① 協会員(企業)が推薦する社員または協力業者の社員(一人親方含む)を公募する
- ② 応募期間は、毎年 11 月 30 日から翌年 1 月 30 日とする。
- ③ 応募するものは、「5. 認定方法」に記載されている必要書類を揃えた上、応募期間

内に協会へ提出するものとする。実績については、書式等の定めはないが、技量を評価するため、下記内容を含んでいるものとする。また、実績は、直近を含む 5 件以上の実績を記載することとする。

- イ. 経験した現場の場所および大まかな数量、現場状況
- ロ. ボーリングコア写真、柱状図、試験の実施状況等、※本人実施が判ること
- ハ. 遭遇した現象やトラブルの状況など
- ニ. どのように工夫し対応したか
- ホ. 今後について（反省点、認定された場合の抱負など）

- ※1) 守秘義務の観点で、場所や内容が特定できる表記は控えるものとするが、特に問題がないような場合はその限りではない。
- 2) 実績の記載において、内容説明に必要な資料が有れば添付することができる。ただし、返却を要しない資料であることを基本とする。（例：コア写真等）

- ④ 推薦者は、その被推薦者が 3 項に示す要件を満足し、匠として認定されることが
ふさわしいものであることを吟味し推薦しなければいけない。
- ⑤ 推荐は毎年各社 1 名を限度とする。

5. 認定方法

- ① 審査機関は、協会の総務委員会及び技術委員会とする。
- ② 候補者は、提出された書類について書類審査を受ける。
- ③ 書類審査を合格したものは、技術委員による質疑応答が行われ、合格者は理事会の承認を経て認定を受ける。
- ④ 審査は、下記スケジュールにて進めるものとする。
 - 書類審査：応募締め切り後、1 ヶ月以内。
 - 面談審査：書類審査合格後、適宜期間を設け実施する。（3 月下旬～4 月中旬）

※ 業務に支障がない期間を設定することを基本とする。

- ⑤ 認定人数は、毎年 2~3 人程度（1 社につき 1 名を限度）とするが、匠としてふさわしい人材が多数いる場合はこの限りではない。また、認定者なしの場合もある。